

肥料・燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書

上記について、稚内市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年9月27日 提出

提出者

議員

横	澤	輝	樹
吉	田	大	輔
柝	木	潤	子
相	内	玲	子
鈴	木	利	行
佐	藤	由	加里

肥料・燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書

北海道の農業は国民の食料を安定供給する食糧基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置付けにあります。

こうした中、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻等により肥料・飼料・燃油などの生産資材が高騰しました。高騰対策として、国をはじめ北海道や市町村は営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策を講じてきました。

しかしながら、国が措置した全国一律の価格高騰率 40%を使用した算定方式による肥料高騰対策は、北海道の高騰率 78%と乖離が大きく、十分な補填対策になっていないと生産者からの声が相次いでいます。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも 19.4%(ホクレン主要銘柄)引き下がり、全国でも 28%(全農扱い)値下がりしました。このため、国は直接的な補填対策を行わないとして、使用量の低減を定着させる事業を措置し、協議会当たり 500 万円を上限とした追加対策を示しましたが、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策につながるのか懸念されています。

また、価格が下がったとはいえ、コロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場の影響により、更なる高騰を招くことが危惧されていますし、ガソリンや電気料金も大幅に値上がりしています。

このままでは昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねません。

よって国におかれましては、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記の事項を実現するよう強く要望いたします。

記

1. 令和4年度における国の肥料高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補填対策とはなっておらず、価格も高止まりしていることから、高騰分が確実に補填されるよう、本年度も対策を講ずること。
2. 国際情勢や為替市場の影響により、燃油価格や電気料金も大幅に値上がりし、国民生活のみならず、地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。また地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組みが行えるよう、地方創生臨時交付金などの財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

稚内市議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣